

# 一般廃棄物処理施設整備事業について

号外  
**No.12**  
2020.6

環境衛生課 ☎89-2426  
<https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

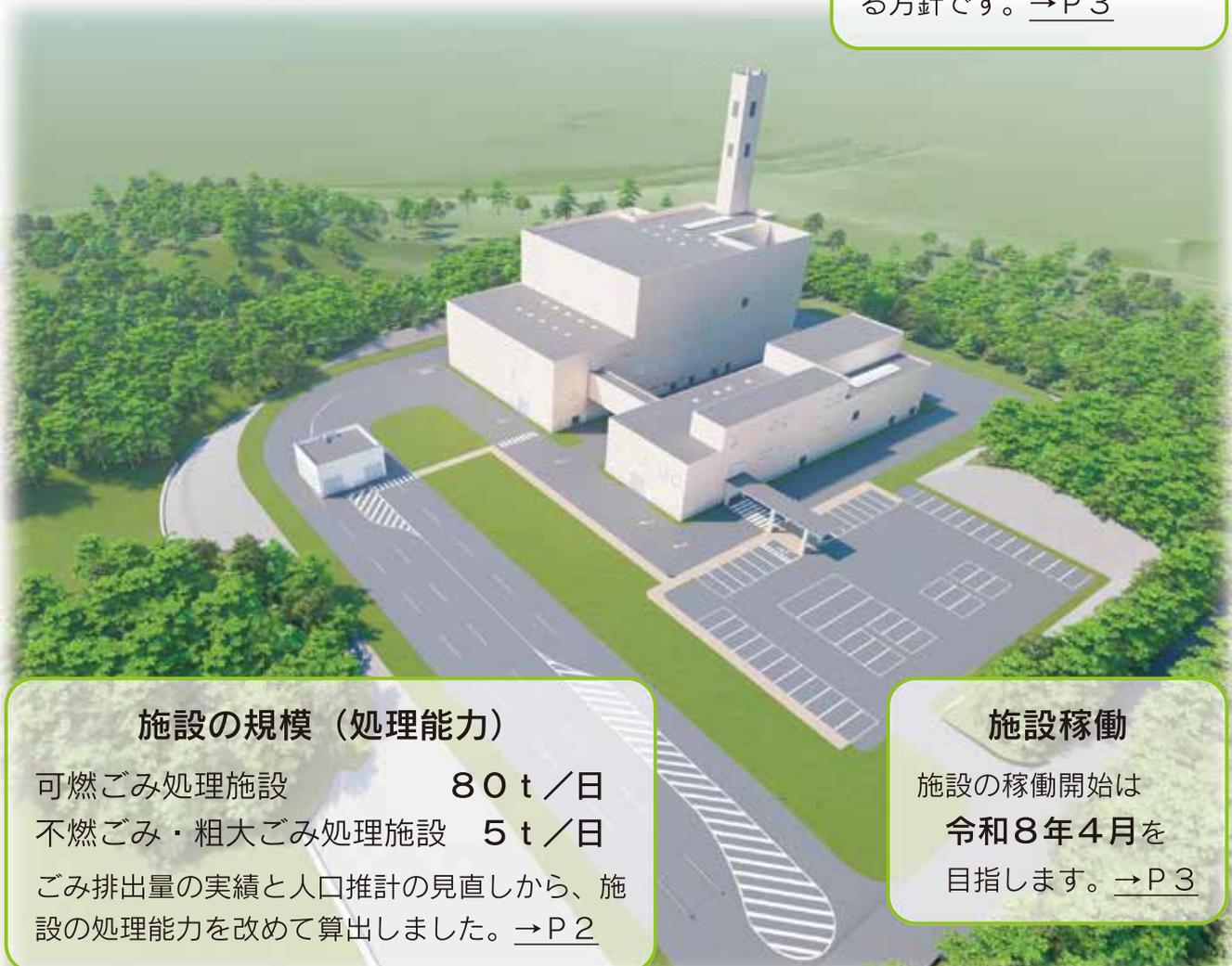
## 新たな一般廃棄物処理施設の概要

### 施設整備の基本方針

- (1) 生活環境の保全に配慮した施設
- (2) 循環型社会に貢献する施設
- (3) 災害に強い施設
- (4) 地域コミュニティの場として活用できる施設
- (5) 経済性、効率性に優れた施設

### 事業方式

施設の設計や建設及び運営を一体的に発注する公設民営の**DBO方式**を採用する方針です。→P3



### 施設の規模（処理能力）

可燃ごみ処理施設 80 t / 日  
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 5 t / 日  
ごみ排出量の実績と人口推計の見直しから、施設の処理能力を改めて算出しました。→P2

### 施設稼働

施設の稼働開始は  
**令和8年4月**を  
目指します。→P3

※一般廃棄物処理施設イメージ図

## 一般廃棄物処理施設整備基本設計の策定及び事業方式の検討について

能代山本広域市町村圏組合では、新たな一般廃棄物処理施設の整備に向け、施設整備の基本的な条件を整理した基本設計を策定しました。また、施設の整備・運営について、事業の最適化を図るため、民間事業者が保有する専門技術、運営に係るノウハウ、資金等を活用した事業方式の導入可能性を調査し、当組合に適した事業方式の検討を行いましたので、その概要について報告します。

### 施設規模の見直し

施設規模は、ごみ排出量の実績と人口推計の数値を基に算出します。

これまでの数値は、一般廃棄物処理施設整備基本構想（平成28年3月策定）に基づいたものであったため、最新のごみ排出量の見通しや人口推計により施設規模を見直しました。

#### ★見直し内容

施設区分	見直し前（基本構想）	見直し後
可燃ごみ処理施設	約90 t／日	80 t／日
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	約5 t／日	5 t／日（変更なし）

#### ★施設規模の算出条件

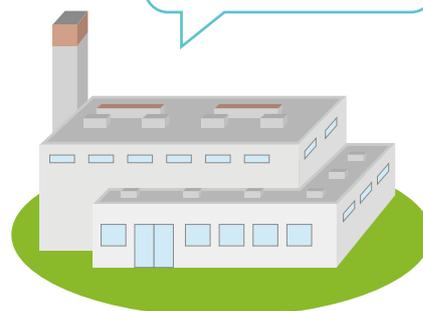
施設規模は、国が定める方式にのっとり、令和8年度（施設の稼働開始年度）を基準とし算出しています。

将来人口の推計は、住民基本台帳を基準として、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が行っている将来推計人口の変化率を用いて算出し、ごみ排出量は、平成30年度までの実績を基に推計しました。

#### ごみ排出量の予測数値

項目	単位	平成30年度（実績）	令和8年度（推計）
人口	人	79,708	67,043
可燃ごみ	t／年	24,785	22,447
不燃ごみ・粗大ごみ	t／年	1,280	1,026

基本構想策定時と比較し、施設規模を10 t縮小しました。



## ■ 事業の整備手法はDBO（公設民営）方式を採用する方針

DBO方式とは …… 設計／Design 建設／Build 運営／Operate

設計・建設と運営・維持管理を民間事業者に一括発注するもので、近年は全国のごみ処理施設の整備において最も多く採用されています。

従来は設計、建設、運転管理などを別々に発注していましたが、本事業では施設整備（設計・建設）の後、20年間の運営を一括して民間事業者が行う方針としています。

DBO方式の採用により、民間事業者の持つ高度な技術、人材等を最大限活用することができ、管理運営費においても大きな削減効果を生み出します。

施設設計・建設業務期間（予定）：令和4年1月～令和8年3月

運営・維持管理業務期間（予定）：令和8年4月～令和28年3月（20年間）



DBO方式は経済性に優れ、従来の公設公営方式と比べ、約8%の財政負担額の削減が期待できます。

民間事業者の参入意欲が最も高い事業方式で、競争性の確保も期待できるよ。



## ■ 施設稼働開始は令和8年4月

施設の整備・運営実績のある複数のプラントメーカーに対して、設計・建設期間に関するアンケート調査を行った結果、基本構想策定時に想定していた令和7年4月の稼働開始から1年延伸することとしました。

### ★ 1年延伸する主な要因

- 建設作業員の人手不足や重機不足が継続していること
- 働き方改革関連法による完全週休2日制が推進されていること

一般廃棄物処理施設整備基本設計の策定及び事業方式の検討の詳細については、組合のホームページをご覧ください。



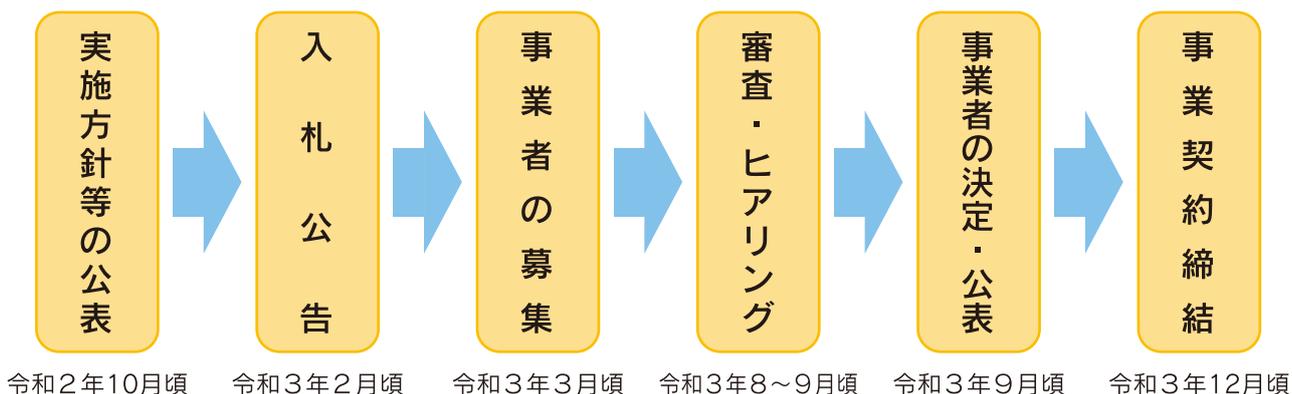
## 令和2年度以降の主な事業内容

### ◆施設の整備及び運営を行う事業者の募集・選定

新たな一般廃棄物処理施設の整備及び運営事業者の選定については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）の規定に準じて実施します。

事業者の選定にあたっては、ごみ処理施設に関する専門知識を持つ有識者などで組織する事業者選定委員会を設置し、協議・検討を行っていきます。

### ◇事業者選定の主な流れ



### ◆生活環境影響調査

廃棄物処理法に基づき、本施設が周辺的生活環境に及ぼす影響について調査、予測及び分析を行います。現地調査は、令和元年8月から取り組んでおり、これらの調査結果については、適宜、住民説明会などを通じて公開することとし、最終的に報告書を作成し当組合ホームページ等で公表する予定です。

### ◆建設用地の取得

不動産鑑定を行い、地権者である能代市との用地取得にかかる協議を進め、所有権移転等の手続きを行います。

### ◆都市計画決定に関する手続き

建設地は都市計画区域であるため、施設の設置にあたっては建築基準法第51条により、ごみ処理施設用地としての都市計画決定を行います。

### 施設整備スケジュール

主な業務等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活環境影響調査	→							
用地取得		→						
都市計画決定		→						
事業者募集・評価・選定		→						
設計・建設工事				→				
								供用開始

注) 本スケジュールは予定であり、社会情勢等により変更となる場合があります。